

益城町地域計画住民説明会

令和6年7月12日(金)

令和6年7月13日(土)

益城町産業振興課



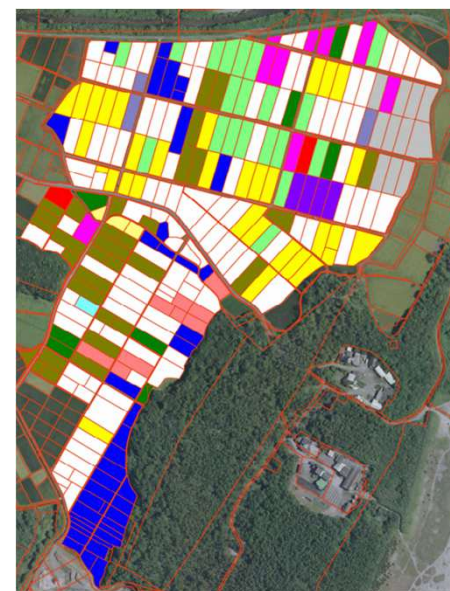
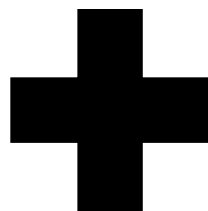
本日の流れ

- ① 開会
- ② 地域計画の制度概要
- ③ 農地貸借制度の変更点
- ④ 質疑応答
- ⑤ 閉会

[挨拶] 産業振興課 課長

1. 地域計画の制度概要

- 地域計画とは



地域農業の将来のあり方とそれを実現するための方針が定められたもの

およそ10年後
1筆ごとに誰がどの農地を耕作しているかを示した地図 = 目標地図

(1) この計画を作成する理由など

・ どうして計画を策定するのか

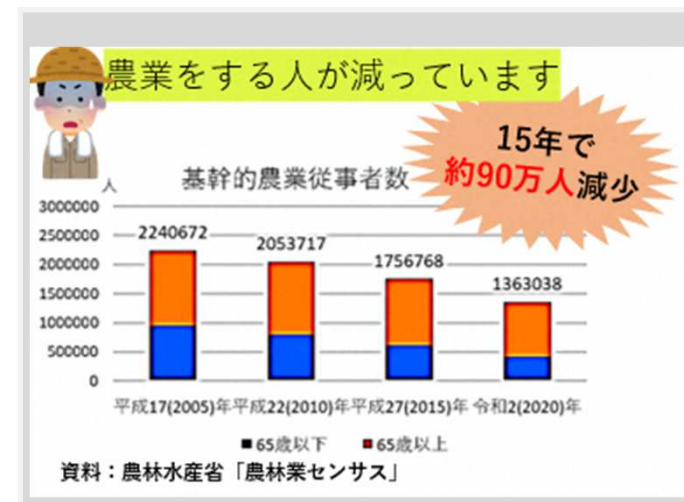
高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の増加に伴い、農地が適切に利用されなくなるおそれがあることから、農業経営基盤強化促進法に基づき、国が策定を義務付け

・ 誰がこの計画を策定するのか

益城町が策定する

・ いつまでに策定するのか

令和7年3月31日まで



(2) 地域計画の効果

・メリット措置

地域計画を策定した地域や、目標地図に位置付けられた者(将来の担い手)に対して国の様々な補助金等が用意されている

担い手が必要とする農業用機械や施設の導入

新たな担い手が経営開始する際の資金援助

地域内の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の整備

融資資金の金利負担系軽減措置

鳥獣被害防止対策

基盤整備事業

など

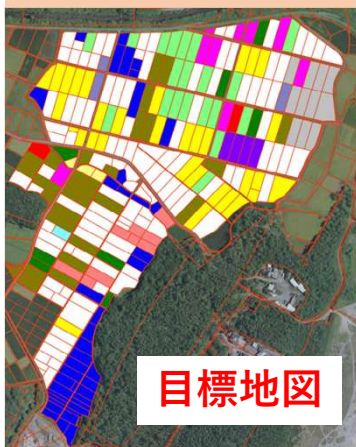


(2) 地域計画の効果

- ・ 目標地図作成後、農地の貸借制度が変更される

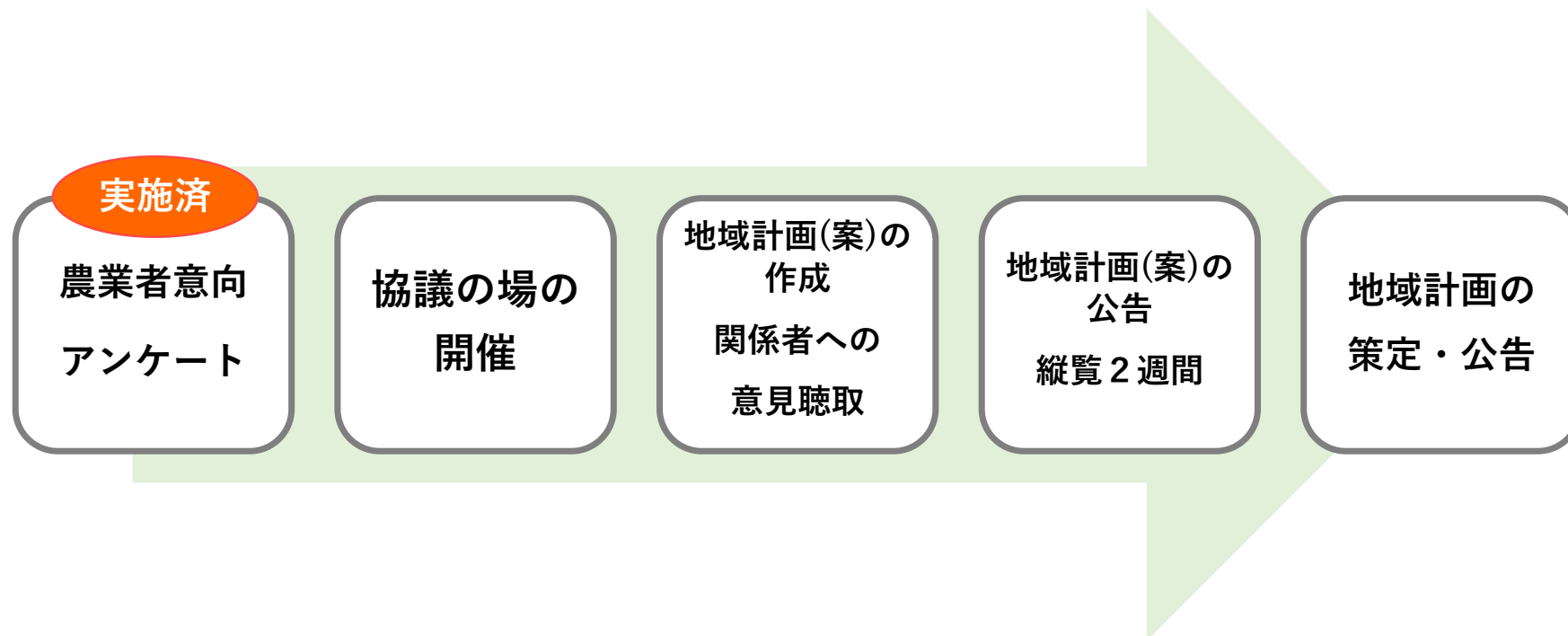
当事者間での合意に基づく農地の貸し借り(利用権設定等促進事業)の廃止

農地中間管理機構(農地バンク)を通じた貸し借り(農地中間管理事業)が主な手段となる

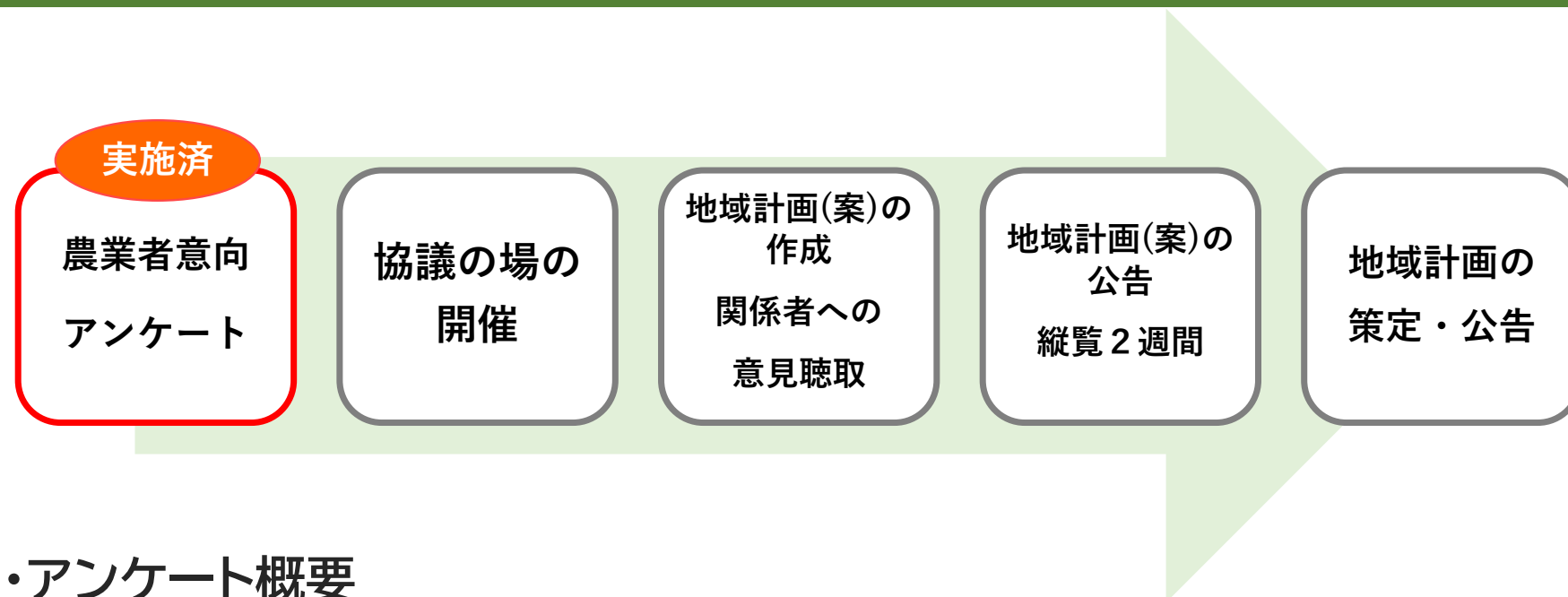


原則 目標地図に沿うような貸し借りを処理していくものとなる
(目標地図に位置付けられる者が農地を引き受けていくことになる)

(3) 地域計画の策定に向けての流れ



(3) -1 農業者意向アンケート



・アンケート概要

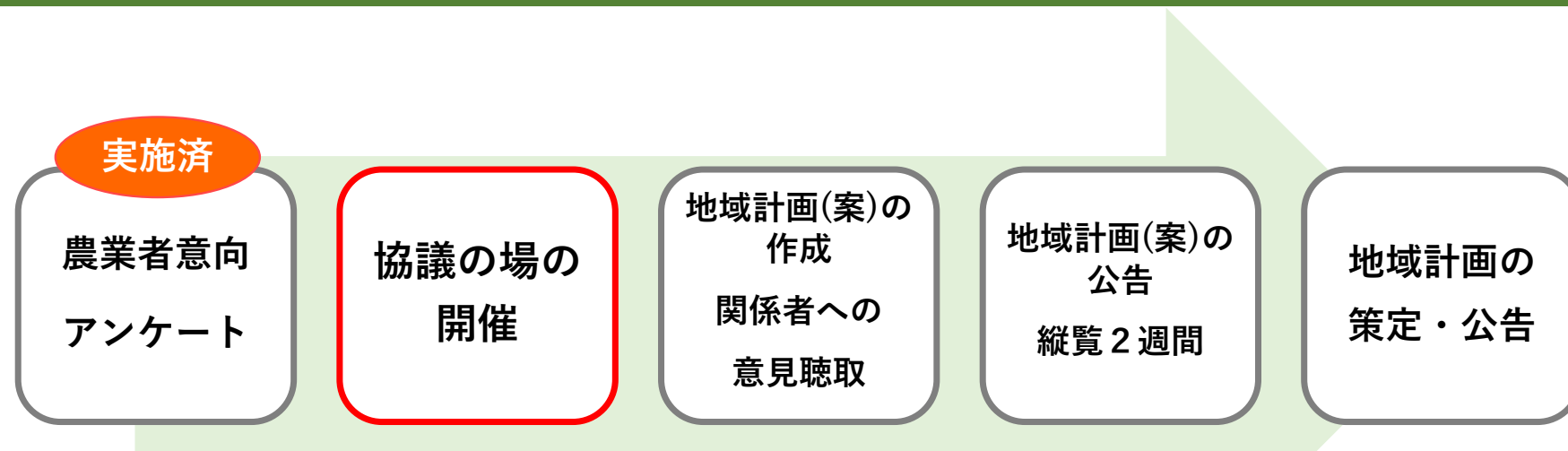
農地所有者と耕作者を対象

将来の全体的な農業経営意向(規模拡大・縮小 現状維持)

1筆毎の農地に対する意向(耕作を維持したい 貸し続けたい 売りたい)

- ・令和5年11月から校区ごとに順次アンケートを発送済み
(益城町農業委員会から発送)

(3) -2 協議の場の開催（これから実施）



- 誰と誰が話し合いを行うのか
地域の農業者、町、農業委員会
その他の農業関係団体など
- 各地域で開催予定
木山、安永、小池、平田、上陳・下陳…

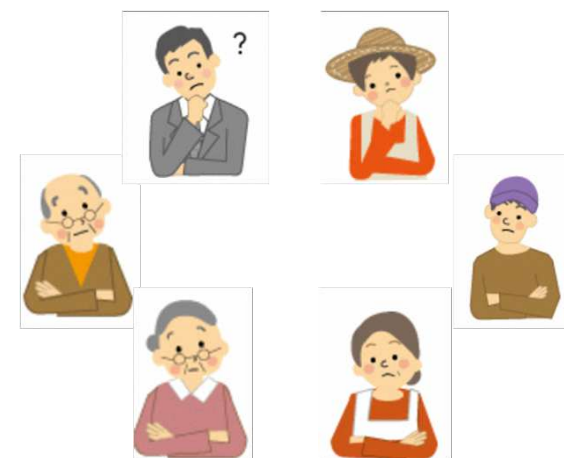


(3) -3 協議の場の開催（これから実施）

・話し合う内容(3つの法定協議事項)

①地域の現状・課題は何なのか

地域の農業の将来のあり方はどうなのか
(将来どのような農業が行われるのが望ましいか)

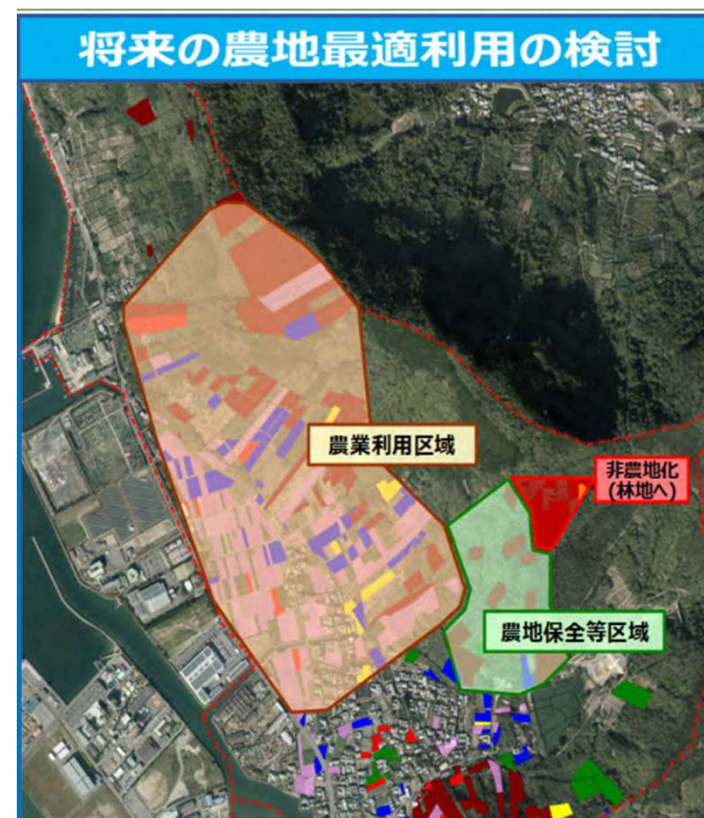


(3) -4 協議の場の開催（これから実施）

・話し合う内容(3つの法定協議事項)

②農地利用がなされるべき区域

(農業用の利用が難しい区域は
どのへんなのか)



(3) -5 協議の場の開催（これから実施）

・話し合う内容(3つの法定協議事項)

③農業の将来のあり方に向けた農用地の適切な利用を行っていくためにとるべき行動

農地集積
農地集約



鳥獣対策



基盤整備



その他



(3) -6 協議の場の開催（これから実施）

・話し合う内容(3つの法定協議事項)に加えて…

益城町としては、

どの農地を誰が担っていくのか

(目標地図の案作り)

について皆さんと話し合えたらと考えております。



この辺の耕作は今後は厳しいかもな…
誰かおらんどか？

規模拡大したいので自分が耕作しますよ！

(4) 要約

・ 地域計画とは



地域農業の将来のあり方とそれを実現するための方針が定められた計画書と、およそ10年後の1筆ごとに誰がどの農地を耕作しているかを示した目標地図を併せたもの。

内容は、各地域での話し合いの結果を反映させたものとなる。

令和7年3月31日までに町が策定・公告することになる。

策定効果として、様々な形で国から補助金交付がなされうる。農地の貸し借りは原則、目標地図に沿った形で行われることになる。

2 農地貸借制度の変更点

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	○相対契約 ○農用地利用集積計画を策定	○農地バンクを通じた契約 ○農用地利用集積等促進計画を作成	○相対契約 ○農業委員会の許可が必要
適用	原則廃止 経過措置期間(R7.3.31)までは適用可能。 (ただし、地域計画を策定する場合は、策定の前日まで)	継続	継続
対象農地	農業振興地域 (市街化区域は対象外)	農業振興地域 (市街化区域は対象外)	全ての農地
貸借期間	50年以内	原則 10 年以上 (最低 5 年以上)	50年以内
貸借期間満了後	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新または再契約が必要	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新または再契約が必要	賃貸借を解消しない場合は、 自動更新 使用貸借の場合は、自動的に貸付者に戻る
手続きにかかる期間	1 か月～ 1.5 か月	4 か月～ 5 か月	1 か月～ 2 か月

補足 Q&A

Q1 地域計画（目標地図）が一度策定されてしまったら変更することはできないのか。

A いいえ。随時変更可能です。ただし、農業関係団体への意見聴取や一般住民等への縦覧期間（2週間）などの事務手続きがあることから、直ちに変更できるものではありません。

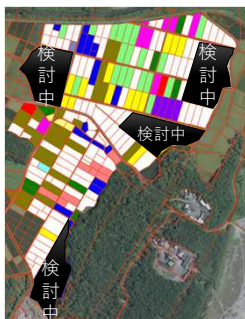
また、地域計画は情勢変化に伴って一定の時期に見直すべきものだと考えられます。



補足 Q&A

Q2 目標地図作成のために「将来誰がどの農地を耕作しているか」を令和7年3月までに決めてしまうのは難しいのではないかと。

A そのとおり、およそ10年後の耕作予定図を短期間で決めるのは困難です。あくまで可能な範囲で地域の意向を地図に反映させたいと考えます。担い手が決まらない農地については「検討中」として保留します。最初から完璧を目指すのではなく、次年度以降も、適宜、地域での話し合いを継続する等して、その時点の地域の意向を把握しながら少しずつ地図に変更を加えて、目標地図を改良していくことが必要だと考えています。



補足 Q&A

Q3 地域計画（目標地図）が策定された地域は、農地の貸し借りは全て農地中間管理機構を通さないといけないのか。

A いいえ。農地法第3条の許可による貸し借りについては、その必要はありません。また、利用権設定等促進事業で既に結ばれている契約については、契約満了後にそのまま更新することはできなくなります。益城町では、契約満了前にお知らせを発送する予定です。

Q4 農地法第3条による許可申請手続きはどのようなものか。

- A**
- ①農業委員会（益城町役場産業振興課内）で申請を行います。全部事項証明書（登記簿謄本）や字図、位置図など、必要書類の添付が必要です。 ※締め切りは毎月25日前後
 - ②申請書受理後、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が現地確認を行います。
 - ③翌月10日頃に開催される農業委員会定例会で審議され、許可と判断されたら、許可書を申請者に交付します。

終わりに…

地域計画は**農業者が主役**の計画です！

地域の農業について
一緒に考えてみませんか？



本日はお越しいただきありがとうございました

問い合わせ先

●地域計画全般に関すること

益城町 産業振興課 農政係
電話番号 096-286-3277

●農地の貸し借り・売買に関すること

益城町 産業振興課内 農業委員会事務局
電話番号 096-286-3277

(農地バンク)

公益財団法人 熊本県農業公社(上益城地域窓口)
電話番号 096-282-2080